

(公財)神戸市産業振興財団ホームページ バナー広告掲載要領

1 掲載できる広告の範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序・善良の風俗に反するもの、美観を害するもの、公衆に対して不快の念を与えるもの。
- (2) 政治・宗教・意見広告および個人広告に関するもの。
- (3) 法令に違反するものおよび抵触する恐れのあるもの。
- (4) 消費者および青少年保護の観点から適切でないもの。
- (5) その他、公益財団法人神戸市産業振興財団で不相当と認めたもの。

2 バナー広告の掲載については、以下のとおりとする。

- (1) 掲載場所は当財団ホームページのトップページ上の当財団が定めるところとする。
- (2) サイズは160×40ピクセル、容量は20k b以内、g i f形式とする。
- (3) 掲載は1ヶ月単位とし、随時更新を受け付ける。